

令和7年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月9日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	委員会報告第5号
日程第 4	委員会報告第6号
日程第 5	委員会報告第7号
日程第 6	承認 第3号 専決処分の承認（令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第2号））
日程第 7	議案第37号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第38号 令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第39号 令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第 10	議案第40号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第41号 豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
日程第 12	議案第42号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第 13	議案第43号 豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正
日程第 14	議案第44号 豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
日程第 15	議案第45号 工事請負契約の締結（下水道施設改築更新工事（計装盤更新））
日程第 16	議案第46号 物品の取得（X線撮影装置）
日程第 17	議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第 18	議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第 19	議案第49号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第 20	同意案第4号 豊頃町教育委員会委員の任命
日程第 21	休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄記 君	2番 後藤 孝夫 君
3番 岩井 明君	4番 杉野好行 君
5番 藤田博規 君	6番 大崎英樹 君
7番 大谷友則 君	8番 坂口尚示 君
9番 中村純也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	按田 武君
副町長	山田 良則君
教育長	中川直幸君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務政策課長	森直史君
住民課長	林谷一徳君
福祉課長	鎌木政洋君
産業課長	小野直人君
施設課長	田中陽平君
会計管理者	大長根典子君
農業委員会事務局長	笠間一秀君
教育委員会教育課長	齋藤学君
総務政策課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山崎勝巳君
庶務係長	三島佑里奈君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣言

●中村議長 ただいまから令和7年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣言

●中村議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

●中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山崎事務局長。

●山崎事務局長 諸般の報告。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきまして、お手元に配付のとおりでございます。

次に、監査委員より、令和7年5月から令和7年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。

以上です。

●中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

●中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長 議長から発言のお許しをいただきましたので、第3回豊頃町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

まずは、7月30日カムチャツカ半島沖地震による津波警報等発令に伴う対応についてであります。

去る7月30日、ロシア・カムチャツカ半島付近で地震が発生し、最大1メートルの津波が到達するおそれがあるとして、午前8時37分、本町へ津波注意報が発令されました。これを受け、防災行政無線及び町公式LINEにより海岸付近からの退避を呼びかけるとともに、町職員や消防署の広報車を避難対象地区へ派遣し、大津、長節及び湧洞地区の住民や工事現場作業員、釣り客等に周知を行いました。

午前9時40分、津波の到達予測が最大3メートルへと変更され、津波注意報は津波警報へ切り替わりました。このため、午前9時45分、豊頃町役場に災害対策本部を設置し、情報収集、避難誘導、避難所開設等について協議するとともに、同時刻、大津、長節及び湧洞地区に避難指示を発令し、住民へ速やかな高台への避難を周知しました。

また、国道336号、トンケン及び大津港町築山の津波緊急避難場所3か所と避難所を開設した大津地域コミュニティセンターに職員を派遣し、避難した約160名の住民等に食料や飲料の提供、体調管理などの支援を行いました。その後、避難が長時間に及ぶことが想定されたため、二次避難所として豊頃町える夢館に避難所を開設し、40名余りの避難者が各緊急避難場所から同所へ避難しました。また、特別な配慮を要する避難者につきましては、特別養護老人ホームとよころ荘を福祉避難所として開設し、7名が避難しました。

そのほか、引き続き緊急避難場所に残っていた約100名の避難者については、親戚・知人宅等への避難、現場作業員は帰社したことなどにより、午後1時頃には緊急避難場所の避難者数は0名となりました。

える夢館避難者への対応としましては、パーテーションや簡易ベッドの設置、食事の準備等を進めていましたが、午後8時45分、津波警報は注意報に切り替わり、同8時53分に避難指示を解除しました。

しかし、津波注意報が継続していたため、える夢館及びとよころ荘の避難所は引き続き運営し、える夢館には15名、とよころ荘には7名が避難しました。翌7月31日午前7時にえる夢館の避難者全員が帰宅したことにより避難所を閉鎖するとともに、災害対策本部も解散しました。その後、とよころ荘の避難者も全員帰宅し、午前10時30分に福祉避難所も閉鎖をいたしました。

今回の津波による本町への人的・物的被害はありませんでしたが、災害対応の過程で明らかとなった課題を精査し、関係機関や地域住民との情報共有・意見交換を通じて、今後一層の災害対策の充実を図ってまいります。

2点目に、農作物の収穫・生育状況及び秋サケ漁の状況等についてあります。

はじめに、農作物の収穫・生育状況について報告いたします。

既に収穫の終了した秋まき小麦については、4月下旬以降の低温により生育はやや停滞しましたが、6月以降は高温少雨となつたことから成熟が順調に進み、収穫作業は平年より早く始まり、平年並みに作業は終了しております。収量については、乾麦で12.6俵と昨年を上回る状況がありました。

また、町内の現在の作況については、去る8月21日、豊頃町農業改良推進協議会による作況調査を実施したところ、春先から天候に恵まれたことから農作業は概ね順

調に進み、降雨による影響が一部あるものの、概ね平年並みの収量が見込めるとの調査結果となったところです。

作物ごとでは、甜菜は、4月下旬の断続的な降雨により、移植終りは平年より7日遅く、直播栽培の播種終りについては平年より11日遅くなりました。その後、高温少雨の影響が懸念されましたが、生育は順調に進んでおります。

馬鈴薯は、平年より6日遅く植付終りとなり、1株あたりの上いも数及び1個重は昨年と比較して少ない傾向にありますが、いずれも平年並みとなっており、順調に生育しております。

豆類は、5月中旬から下旬にかけての降雨により播種作業は遅れ、低温の影響もあり出芽も遅れました。7月の高温少雨により小豆と金時は茎長が短い傾向にあるなど、水不足による影響が懸念されましたが、平年並みに生育しています。

今後、台風等の時期を迎えると収穫への影響が懸念されるところですが、被害がなく豊穣の出来秋を迎えることを願っております。

次に、酪農、畜産業の状況です。作況調査において一番草は、好天に恵まれ、質、量ともに平年並みとなり、良質な粗飼料を収穫することができましたが、二番草は、7月四半旬の高温少雨により生育は停滞しておりますが、草丈は平年並みとなっております。

デントコーンについては、平年より乳熟期が7日早く生育が進んでおり、平年並みの収量が見込めるものとなっております。

しかしながら、現在も海外情勢による肥料、飼料高騰など、酪農、畜産業を取り巻く生産環境は依然厳しい状況であり、生乳の生産者価格の改定がなされたとはいえ、消費、需要の回復、市況の回復には先が見えない状況が続いていることから、一刻も早く生産環境が復調することを望むところです。

次に、水産業の状況です。本町のサケ定置網漁業は、依然として低水準の来遊予測を踏まえ、産卵親魚の遡上促進を目的に4日間の操業自粛を実施し、9月3日から陸網の設置、9月5日から沖網の設置を行い、9月4日から水揚げが始まっています。

本町沿岸を含むえりも以東西部海域の秋サケ来遊予測数は、前年比79パーセントの46万1,000尾と発表されており、深刻な来遊不振が懸念される中、9月2日時点での十勝川におけるサケ親魚捕獲数は前年比513パーセント、9月4日の大津漁港での初日水揚げ量は6.1トン（前年比169パーセント）でしたが、豊漁年と比較すると依然低水準な漁獲からは脱却できておりません。

黒潮大蛇行の終息や、令和3年に発生した赤潮による稚魚放流不足から4年が経過していることなどを背景に、親魚来遊の不振が一層深刻化するおそれもあります。今

後は、盛漁期に向け、来遊予測を上回る豊漁と無事故操業を願うところであります。

また、サケ定置網漁業の操業に際して毎年懸念される河川からの流木の流出や、海岸漂着流木の再流出防止については、今年度も北海道への要請活動を実施しました。

6月12日に沿岸4町3漁協の連名で知事宛の要請書を提出し、所管の環境生活部長をはじめ、関係する建設部長、水産林務部長及び農政部長へ現状説明と対応を要請したところです。これを受け、河川管理者である北海道開発局帯広開発建設部及び海岸管理者である北海道建設管理部により、8月18日から8月29日にかけて海岸漂着流木の一時集積作業が実施されました。

大津漁港整備については、昨年度実施設計を行った漁船上架機材保管施設整備が、6月2日着工し、11月完成を予定しております。加えて、衛生管理施設整備については、昨年度完成した荷捌所の岸壁側屋根に続き、道路側屋根の整備を12月に着工、令和8年8月の完成を予定しております。引き続き、北海道開発局等関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいります。

3点目、町内におけるクーリングシェルターの設置についてであります。

近年、全国的にも気温上昇による体調不良や救急搬送の事例が増加しており、熱中症への注意喚起と予防対策が強く求められている状況でありますが、十勝管内においても、7月7日、8日、22日、23日及び24日の5日間にわたり熱中症警戒アラートが発令されました。本町におきましては、町民の健康と安全を守るため、アラート発令時には防災行政無線及び町公式LINEを通じて、屋外での作業を控えることや、こまめな水分補給など、熱中症予防のための行動を呼びかけてまいりました。加えて、町内の公共施設等に開設しているクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）についても周知し、利用促進を図ってまいりました。

クーリングシェルターは、猛暑時に誰もが無料で利用できる一時的な避難場所であり、冷房の効いた環境の中で休息をとることができ、外出中の方や配慮を要する方等にも暑さから身を守るために広く活用していただける施設であり、町民の皆さんに周知を図りつつ運営を行ったところであります。指定箇所数につきましては、昨年度4か所を開設しておりましたが、今年度は新たに4施設を追加、計8か所を開設し、高齢者の方等に活用していただきました。

9月を迎えるにあたり、気温の上昇も落ち着きを見せてきたところでありますが、近年の気候変動の影響を踏まえますと、来年度以降も真夏の厳しい暑さや熱中症警戒アラートの発令が想定されます。本町といたしましては、引き続き公共施設の冷房設備の整備とクーリングシェルターの更なる増設を推進するとともに、アラート発令時には町民の皆さんへ迅速な情報提供を行い、クーリングシェルターの利用を促し、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

4点目、小中学生のスポーツ大会の活躍状況についてであります。
町内小学生及び中学生が活躍した各種スポーツ大会の結果と今後の予定について報告いたします。

豊頃バレー少年団（豊頃ランバーズ）は、5月17日から18日にかけて開催された「第45回全日本バレー少年大会帯広地区予選混合の部」において見事優勝し、全道大会出場を果たしました。6月28日から29日にかけて士別市で開催された「JVA第45回全日本バレー少年大会北北海道大会」に出場し、全力を尽くしましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

また、8月23日から24日にかけて開催された「第44回全十勝小学生バレー少年大会混合の部」において見事初優勝を果たし、11月22日から23日まで深川市で開催される「第34回ふかがわカップ全道小学生バレー少年大会優勝大会」に出場することになりました。

豊頃中学校3年生の篠島愛咲さんが所属する帯広のソフトボールチーム
スケルツオ アドバンス
(SCHERZO ADVANCE)は、6月28日に開催された「第31回北海道新聞社杯近郊中学生女子ソフトボール大会兼第25回全日本中学生女子ソフトボール大会北海道予選」において見事優勝し、全国大会出場を果たしました。8月9日から大阪府堺市で開催された全国大会では、1回戦で大分県代表チームと対戦し、善戦及ばず敗退となりました。

豊頃中学校1年生の横尾真央さんが加入する十勝の中学校女子軟式野球チーム
グラティアス ウィッシュ ベースボールクラブ
(Gratias Wish B C)は、6月22日に帯広市で開催された「第10回全日本中学校女子軟式野球大会北海道予選」において見事優勝を果たし、全国大会への出場権を獲得しました。8月21日から京都府で開催された全国大会では、1回戦で開催地枠の京都府代表チームに勝利し、2回戦では滋賀県代表チームに善戦及ばず惜しくも敗退となりました。

豊頃小学校陸上少年団は、6月14日に開催された「第43回北海道小学生陸上競技大会十勝予選会」において、豊頃小学校5年生、6年生の児童7名が走幅跳、走高跳等の各種目で優秀な成績を残し、9月14日から苫小牧市で開催される全道大会に出場することになりました。

豊頃中学校陸上部は、8月23日から24日にかけて開催された「第43回全十勝中学校新人陸上競技大会兼第33回北海道中学校新人陸上競技大会十勝予選会」に出場し、中学2年生の小林慶太さんが走幅跳で優秀な成績を残し、9月20日から旭川市で開催される「第32回北海道中学校新人陸上競技大会」に出場することになりました。

した。

以上、町内小学生及び中学生のスポーツ大会の結果及び今後の予定を報告いたしましたが、日頃から厳しい練習を重ね、大きな目標に向け努力した選手の皆さん、熱心に指導されている指導者や保護者、関係者の方々に敬意と感謝を申し上げますとともに、今後の更なる活躍を期待するものであります。

最後に5番目、小学生の姉妹都市交流事業についてであります。

姉妹都市の福島県相馬市及び富山県滑川市との少年親善使節団による派遣・受入事業の実施状況について報告いたします。

はじめに、相馬市子ども親善使節団受入事業は、7月27日から28日までの1泊2日の日程で実施し、相馬市内9校の小学5年生、6年生18名が、姉妹都市である本町と大樹町を訪れました。本町からは、豊頃小学校及び大津小学校の4年生から6年生までの15名が参加し、午前中に大樹町においてモデルロケットの製作と河川敷での打ち上げを行い、午後からは本町において豊頃・相馬両市町の子どもたちが、一緒に酪農体験やジュエリーアイスキャンドル作りを行った後、交流を深めるバーベキューを実施しました。

翌朝、十勝ロイヤルホテル前にて送別式を行い、短い日程での交流でしたが、子どもたちにとって大変有意義な体験となり、相馬市との友好関係を更に深める貴重な事業となりました。

次に、滑川市への少年親善使節団派遣事業は、8月2日から5日までの日程で実施し、豊頃小学校及び大津小学校の5年生、6年生20名が、引率者4名とともに参加しました。

派遣先である滑川市では、交流ファミリーとして滑川市内の児童9名が加わり、互いの親善を深める活動を行いました。ウォークラリーをはじめ、現存する中で最古の水族館「魚津水族館」の見学や、ホタルイカの生態を学ぶことができる「ほたるいかミュージアム」の見学など、多彩な交流・体験活動が行われました。

派遣・受入事業を通じて、子どもたちは互いの地域について理解を深め、友情を育む貴重な機会となりました。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び4番杉野好行議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間に決定しました。

◎ 委員会報告第5号

●中村議長 日程第3 委員会報告第5号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第5号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

- (1) 令和7年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。
- (2) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和7年9月4日。

3、調査の経過。

- (1) 令和7年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和7年9月2日招集告示のあった令和7年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月4日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

- (2) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和7年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月19日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和7年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和7年第2回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数の制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月9日に開催するよう日程を調整した。

(2) 議長の諮問に関する事項。

ア、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について、議長から諮問のあった内容のとおり改正することとし、9月4日付け答申した。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第6号

●中村議長 日程第4 委員会報告第6号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第6号。

総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）豊頃小学校・豊頃中学校併設校舎の現状について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和7年7月15日。

4、調査の経過と結果。

（1）豊頃小学校・豊頃中学校併設校舎整備の事業概要について。

昭和50年に建設した旧豊頃中学校校舎は、築45年以上が経過し老朽化が進み、多額の維持補修費がかかると見込まれたことから、平成29年4月に設置した「豊頃町立学校校舎等建築検討委員会」において、中学校校舎の今後を含む町内の学校教育環境について協議をすすめた結果、中学校校舎については改築することとし、建設位置は、小中一貫教育の効果的・効率的な実施及び将来的な小中一貫校の構想を見据え、豊頃小学校の敷地内に小中併設校舎を整備することとした。併せて小学校校舎については、中学校新築校舎の耐用年数にそろえるため、長寿命化工事を実施することとした。

併設校舎整備事業における豊頃中学校改築工事は、平成30年度の旧中学校校舎の耐力度調査から始まり、令和元年度及び令和2年度に基本設計、令和2年度及び令和3年度に実施設計を行い、改築工事は令和3年9月着工、令和5年2月に完成した。

また、豊頃小学校改修工事は、令和4年度に実施設計を行い、令和5年5月に着工し、令和6年2月に完成した。その後、校舎の引っ越し等を行い、令和6年4月から併設校舎の共用を開始し、令和6年度に旧豊頃中学校解体工事を実施・完了し、7か年にわたる全事業が完了した。

なお、事業費については、豊頃中学校改築工事関連で18億5,135万8,000円、豊頃小学校改修工事関連で8億3,655万円、中学校校舎北側駐車場外構工事6,451万5,000円、小中学校備品購入7,265万8,000円、旧豊頃中学校解体工事2億3,191万3,000円、総事業費は30億5,699万4,000円であり、財源内訳は、国庫支出金8億9,125万9,000円、地方債19億1,880万円、基金繰入金2億833万円、一般財源は3,860万5,000円となっている。

（2）冷暖房設備など校舎環境の改善状況について。

校舎改築・改修工事において外壁を外断熱工法で施工し、建具を断熱サッシに更新したことで蓄熱効果が高まり、校舎内は室温の変化が少なく快適な環境が保たれるようになった。

また、冷暖房設備については、基本設計の段階では小中学校それぞれの保健室にの

み設置することとしていたが、近年の気候変動により北海道においても猛暑が続き、児童生徒や教職員の健康面などへの懸念から、利用頻度の高い普通教室や職員室などにもエアコンを設置することとした。

なお、小学校校舎においては夏季に湿度の上昇により結露が生じ、カビ等の発生原因となっていたが、空調設備を更新することで結露の発生が抑えられ、校舎環境の改善が図られた。

改築・改修前後における光熱費等の比較について、電気料は、マルチエアコン、空調設備及びエレベーターなどの設備を新設したことから小中学校ともに大幅な増額となつたが、燃料費は、豊頃中学校舎の暖房設備を重油ボイラーからマルチエアコンとFFストーブに変更したことで大幅に減少した。

（3）各施設設備の共用状況について。

①、体育館（アリーナ）。

小中学校それぞれに体育館を有しており、通常時は体育館をそれぞれ専用で使用しているが、活動内容によっては小学生が中学校体育館を利用することもある。放課後は、小学校体育館は主にバレーボール少年団が使用し、中学校体育館は部活動で使用している。

また、式典など各種行事における利用状況について、入学式や卒業式は固定ステージを有する小学校体育館で小中学校がそれぞれ挙行しており、物品及び装飾物の共有や会場準備の分担などを連携して執り進めている。小学校の学習発表会は従来どおり小学校体育館で開催し、中学校の文化祭は、コロナ禍以後はえる夢館はるにれホールで開催していたが、今年度から中学校体育館において開催する予定である。

②、音楽室。

基本設計では児童生徒で一つの教室を共用する計画であったが、学校から授業や部活動、行事の練習などでの利用頻度が高いためそれに設置してほしい旨の要望があつたため、小中学校各校舎に設置し、それぞれ専用で使用している。

③、理科室。

当初の計画どおり中学校校舎に小学校用、中学校用の理科室を設置し、それぞれ専用で使用している。

④、共用教室など。

図画・木工室は小学校校舎にあり、小学校の図画工作や中学校の技術の授業において、スケジュールを調整しながら共用している。また、調理室は中学校校舎にあり、小中学校でスケジュールを調整し共用している。

図書室は中学校校舎の普通教室と廊下を挟んで併設しているため、当初は小学生が利用しづらいのではないかといった懸念もあったが、最近では小学生の利用頻度も増

えているところである。

グラウンドについては、中学校の体育教員と小学校の体育専科教員が連携しながら、時間調整や範囲を分けて使用することにより、通常授業などで効率よく利用することができている。放課後は、野球や陸上の少年団活動等で利用しており、中学校の部活動は、旧豊頃中学校敷地内の野球場やソフトボール場を利用している。

なお、共用教室や共用スペースの利用について、昨年度末に小中学校教職員と教育委員会職員で校舎利用の現状と課題などについての意見交換を実施し、より効率的・効果的に活用できるよう協議を行っているところである。

（4）児童生徒や教職員の交流状況について。

併設校舎共用開始当初は、児童生徒間で若干の戸惑いが見られたものの、登下校時に児童生徒玄関で互いに声を掛け合うなど自然と交流の機会が生まれ、児童生徒間の交流は深まっているものと思われる。

また、昨年度は、小中学校合同活動として、避難訓練、防犯訓練及び清掃活動を実施したほか児童生徒の体力テストを合同で実施し、その際は中学生が小学生の測定支援を行い、互いに励ますようすも見られたとのことである。

小中学校教職員間の連携状況については、昨年度は職員会議や分掌部会を合同で開催したほか、児童生徒に関することで気になることがあればすぐに情報を共有するなど、スピード感をもって対応するようにしている。また、教職員間の親睦を深めることを目的に、小中教職員合同チームによる町民ソフトボール大会への参加や職場内の親睦行事を合同で開催している。

（5）大津小学校との連携状況について。

大津小学校児童が豊頃中学校へ進学した際、人間関係を円滑に構築できるよう、授業や修学旅行などの学校行事を合同で実施している。また、合同行事の打合せはＩＣＴを活用してリモートで行っている。

（6）ＩＣＴ等の活用による授業の実施状況。

国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和2年度から児童生徒に1人1台タブレット端末を配置しており、文房具の一つとして児童生徒の自由な発想のもと活用している。デジタル教科書や動画の閲覧、電子ドリルなどデジタル教材として活用するほか、自宅に端末を持ち帰り家庭学習においても活用しているところである。

また、教職員の活用能力も年々向上し、様々なアプリケーションを使いこなし、児童生徒の特性や学習進度、学習到達度に応じた「個別最適な学び」や、あらゆる他者との「協働的な学び」の充実を図っているところである。

5、まとめ。

本調査では、共用開始から1年が経過した豊頃小学校・豊頃中学校併設校舎の現状

について説明聴取及び現地調査を行った。

児童生徒間や教職員間における日常的な交流や特別教室などの効率的な共用、また、授業の開始・終了時のチャイムを鳴らさない「ノーチャイム制」の導入など、小中学校が様々な工夫をこらし相互に連携を図り、併設校舎を活かした学校運営に取り組んでいることを確認した。

委員からは、義務教育9年間で目指す「子ども像」を町内小中学校が共有し、小中併設校の利点を最大限に生かし、系統性と連續性をもった小中連携教育の更なる進化に期待したいと意見が出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●中村議長 日程第5 委員会報告第7号 産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 委員会報告第7号。

産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和7年8月21日。

4、調査の経過と結果。

(1) 農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月21日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の5圃場6作物について1圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、4月下旬以降の断続的な降雨により種作業が遅れ、種期は平年より9日遅れたものの、6月以降の高温により生育は順調である。

ばれいしょについては、4月下旬以降の断続的な降雨により種作業は遅れ、平年より6日遅い植付終となった。また、5月第4半旬以降、低温が続いたことで萌芽は平年より8日遅れたが、6月第2半旬以降、気温が高く推移したことで開花期は平年並みとなった。昨年と比べ1株当たりのいも数はやや少なく、1個当たりのいも重はやや小さい傾向にある。

豆類について、大豆及び小豆は5月中下旬の降雨により種作業は遅れ、低温の影響により出芽も遅れたものの、その後の生育は好天により早く推移し、開花は平年より早くなっている。また、菜豆類のは種作業は平年並みに終了し、出芽、開花ともに順調である。ただし、7月の高温少雨により、一部の圃場では着莢数に影響が見られる。

牧草については、一番草の収穫作業は平年並みに始まり、その後も順調に進み、平年より7日早く収穫作業は終了し、収量は平年並みであった。二番草については、平年並みに推移し、収穫期は平年並みに進められる見込みであるが、水分不足のため生育の悪い圃場も見受けられる。

飼料用とうもろこしについては、は種作業はやや遅れて始まったものの、出芽は順調で、好天が続いたことにより生育は早く推移している。また、雄穂抽出及び絹糸抽出も平年より5日早く迎え、熟期も早く進んでいる。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、は種作業は平年並みに始まり、好天が続いたことにより種期は平年より4日早くなかった。は種後の気温は平年より高く推移し、越冬前の生育は旺盛であった。起生期は平年より7日遅く、4月下旬以降の低温により生育はやや停滞したものの、6月以降の高温により生育が早まった。7月以降も高温少雨となり、成熟期は平年より7日早く、収穫も平年より早く始まったが、途中降雨により停滞し収穫は平年並みに終了し、収量は乾麦で反収が概ね12.6俵と昨年を上回る結果が見込まれている。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後においては、台風及び病害虫による作物への影響、また、異常気象による農作物全般の収穫への影響も考えられる。

本町は、中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備により安定的な農作物の収量確保に向けた対策が講じられており、今後も引き続き計画的な農地基盤整備事業を実

施する必要があること、また、本格的な収穫期を迎えるに当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通じて指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 承認第3号

●中村議長 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書23ページをお開きください。

承認第3号、専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

本案は、7月30日に発生しましたカムチャツカ半島地震により、津波警報が発令されたことに伴う災害対応に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年7月30日、令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

令和7年度一般会計（第2号）補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正是、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億410万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。歳出について説明いたします。

8款消防費2項災害対策費において、1目災害対策費に一般職員諸手当や福祉避難所避難措置費など計98万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをお開き願います。

10款地方交付税1項地方交付税に、特別交付税88万円を追加。

15款道支出金1項道負担金に、災害救助費負担金10万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

午前11時05分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第37号

●中村議長 日程第7 議案第37号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第37号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,412万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,822万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費において、3目財産管理費にふるさと振興基金積立金305万円、9目電算情報管理費に光ケーブル移設等業務1,089万円を追加するなど、計1,708万4,000円を追加。

2項徴稅費において、1目稅務総務費に口座振替設定変更業務32万7,000円を追加。

16ページ、3項戸籍住民基本台帳費に住民基本台帳ネットワークシステム保守77万6,000円を追加するなど、計104万2,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、4目障害者福祉費に国庫支出金等精算返還金26万7,000円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費において、3目保健指導費に豊頃医院運営費繰出金1,940万3,000円を追加するなど、計2,028万8,000円を追加。

18ページ、2項簡易水道費に簡易水道事業会計補助金2,693万4,000円を追加。

5款農林水産業費1項農業費において、3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費295万円を追加。4目道営事業費に道営農地整備事業負担金616万1,000円を追加するなど、計986万5,000円を追加。

20ページ、3項林業費に有害鳥獣捕獲奨励金108万円を追加するなど、計146万9,000円を追加。

6款商工費1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金1,533万円を追加するなど、計1,620万円を追加。

7款土木費2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に維持補修費730万円、4条通り縦断管改修工事1,000万円を追加するなど、計1,930万円を追加。

22ページ、3項住宅費に町有住宅除却工事450万円を追加するなど、計872万5,000円を追加。

4項河川費に維持補修費270万円を追加。

5項施設費に福祉施設エアコン購入70万円を追加するなど、計120万円を追加。

8款消防費2項災害対策費に、全国瞬時警報システム更新工事363万円を追加するなど、24ページ、計603万円を追加。

9款教育費2項小学校費に給湯ボイラ一購入25万7,000円を追加。

3項中学校費に豊頃中学校校歌板125万円を追加。

4項社会教育費4目える夢館費に修繕料93万9,000円を追加。

次に、歳入につきましては、10ページをご覧ください。

10款地方交付税1項地方交付税に普通交付税4,571万5,000円を追加。

12款分担金及び負担金1項分担金に道営負担事業271万8,000円を追加。

14款国庫支出金2項国庫補助金に農業経営高度化促進事業補助金189万3,0

00円を追加。

3項委託金に中長期在留者住居地届出等事務26万6,000円を追加。

15款道支出金2項道補助金において、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金77万4,000円を追加するなど、計107万6,000円を追加。

12ページ、17款寄附金1項寄附金にふるさと振興寄附金305万円を追加するなど、計405万円を追加。

18款繰入金1項繰入金に財政調整基金繰入金3,000万円を追加。

19款繰越金1項繰越金に前年度繰越金3,704万円を追加。

20款諸収入5項雑入に介護保険特別会計繰出金精算返還金525万8,000円を追加するなど、計726万7,000円を追加。

21款町債1項町債において、6目消防債に全国瞬時警報システム更新事業350万円を追加するなど、計410万円を追加。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、4ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

令和7年度大家畜・養豚特別支援資金利子補給について、期間を令和8年度から令和32年度までとし、限度額を72万1,000円と定めるものであります。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、5ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。

公共事業等債の限度額を1億1,630万円に、緊急防災・減災事業の限度額を6,260万円に改め、地方債限度額の総額を5億7,120万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質疑なし)

●中村議長 12款分担金及び負担金。

(質疑なし)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 15款道支出金。

(質疑なし)

- 中村議長 17款寄附金。
(質疑なし)
- 中村議長 18款繰入金。
(質疑なし)
- 中村議長 19款繰越金。
(質疑なし)
- 中村議長 20款諸収入。
(質疑なし)
- 中村議長 21款町債。
(質疑なし)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。
14ページをお開きください。
2款総務費1項総務管理費。
1番小笠原議員。
- 1番小笠原議員 2点、ご質問させていただきます。
1点目ですが、7目企画費、町制施行60周年記念事業費のエスコンフィールド北海道観戦券の詳細について伺います。
2点目ですが、9目電算情報管理費の情報通信基盤管理費、光ケーブル移設等業務について詳細を伺います。
- 中村議長 森総務政策課長。
- 森総務政策課長 私からは、エスコンフィールド北海道観戦券についてご説明させていただきます。
こちらにつきましては、昨年度から町制施行60周年記念事業としまして、現在、エスコンフィールドの観戦券を町民の皆様に抽選でお渡ししているところでございます。
現在、北海道日本ハムファイターズがパ・リーグで3位以内に入り、クライマックスシリーズへの進出が見込まれるところであります。更には、そこで優勝した場合については、日本シリーズがございます。それらの試合のうち、エスコンフィールド北海道で行われる試合の観戦券の抽選をまた行いたく、今回予算計上させていただきました。
- 以上であります。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 光ケーブル移設等業務についてですが、町所有の光ケーブルは電柱等に共架しているのですが、その電柱の支障移設に伴い、町の光ケーブルも移設、張替えすることとなっております。町内5か所で移設を予定しております、それに係る費用となっております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 エスコンフィールド北海道観戦券について再質問したいのですけれども、先ほどの説明で、ポストシーズン用の予算を見ていると伺いました。

今後の募集については、レギュラーシーズンと同様に、町公式LINEや広報等で周知する形になるのでしょうか。また、その当選者については、レギュラーシーズンに応募して当たった方もまた対象となるのでしょうか。その辺り、まだ決まっていないかもしれません、答弁よろしくお願ひいたします。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

今まで抽選を申し込んでいただいているが、今回につきましては、再度、改めて募集をかけたいと思ってございます。それに関しては、今まで当選された方も含めて、応募していただくことを想定してございます。

なお、クライマックスシリーズ進出が決まって募集するにあたり、あまり期間がございませんので、広報ではちょっと間に合わないかもしれませんので、町のLINEですとかホームページ、またはチラシ等で町民の方に呼びかけたいなと思ってございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

2項徴税費。

(質疑なし)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質疑なし)

●中村議長 3款民生費1項社会福祉費。

(質疑なし)

●中村議長 4款衛生費1項保健衛生費。

(質疑なし)

●中村議長 2項簡易水道費。

(質疑なし)

●中村議長 5款農林水産業費 1項農業費。

(質疑なし)

●中村議長 3項林業費。

8番坂口議員。

●8番坂口議員 有害鳥獣処理に38万9,000円が予算づけられておりますけれども、この金額は、1頭当たりどのぐらいの処理料がかかって、これは何頭分ぐらいなのですか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 ご答弁申し上げます。

ただいまの質問、有害鳥獣処理38万9,000円の内容についてですが、その上段にあります捕獲奨励金と連動してございまして、シカの駆除に係る奨励金と残さ処理等の費用を予算計上しておりますが、当初1,100頭で見ていたところ、駆除の頭数が伸びてきているということで、最終的には1,280頭、当初から180頭分多く見込む予定で、今回、この奨励金及びその残さ処理に必要な差額3,210キロ分の38万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

●中村議長 坂口議員。

●8番坂口議員 それで、一応、計画は達成するということなのでしょうか。

要するに、今1,280頭と言っていましたけれども、それが今年度の目標で、38万9,000円補正すると。それで処理が終わるという解釈でいいですか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 エゾシカの駆除の最終的な計画目標を1,100頭から180頭プラスしまして、今年度内1,280頭と見込んでございます。

それに伴い、今回、奨励金、そして、その後処理に必要な残さ処理分の有害鳥獣処理が増えるということで、最終的には、年度内1,280頭という最終見込みを立てまして、予算計上させていただきました。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

6款商工費 1項商工費。

(質疑なし)

●中村議長 7款土木費 2項道路橋梁費。説明第1号。

田中施設課長。

●田中施設課長 予算説明書 1 ページをご覧ください。

説明第 1 号、4 条通り縦断管改修工事の施工についてご説明いたします。

本工事は、大津幸町町道 4 条通りの歩道下に埋設されているコンクリート縦断排水管老朽化のため、管渠の更新を行うこととし、第 7 款土木費に計上したものであります。

工事位置につきましては、2 ページの施工位置図をご参照ください。

工事概要は、工事名、4 条通り縦断管改修工事。

工事予算額、1,000 万円。

工事内容、縦断管改修、管径 300 ミリメートル、施工延長 130 メートル、新規事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 22 ページ、3 項住宅費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 町営住宅整備費の工事請負費、町有住宅除却工事についてですけれども、こちら今回の除却は、どこの住宅の除却になるのかお答え願います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁申し上げます。

こちらの町有住宅除却工事につきましては、上に記載してある委託料、町有住宅アスベスト含有調査業務と併せて施工を行うもので、場所については、こどもプラザとよころ、栄町分譲地に隣接している町有住宅茂岩団地 1 棟 1 戸で、昭和 54 年に建設され、築 46 年が経過しております。老朽化も著しいことから、解体除去工事を施工することとし、補正させていただくものです。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4 項河川費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項施設費。

1 番小笠原議員。

● 1番小笠原議員 福祉施設管理費の備品購入費にエアコンが計上されていますけれども、こちら設備の設置場所等の詳細について伺います。

● 中村議長 田中施設課長。

● 田中施設課長 ご答弁いたします。

こちらのエアコン設置につきましては、末広近隣センターにエアコン24畳用1台を新規設置するため、補正させていただくものです。今後、茂岩末広町や茂岩栄町地域のクーリングシェルターとして利用していくことも想定して設置するものであります。

以上です。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

● 中村議長 次に進みます。

8款消防費2項災害対策費。

(質疑なし)

● 中村議長 9款教育費2項小学校費。

(質疑なし)

● 中村議長 3項中学校費。

(質疑なし)

● 中村議長 4項社会教育費。

(質疑なし)

● 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

● 中村議長 質疑なしと認めます。

次に4ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

● 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

● 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

● 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

●中村議長 日程第8 議案第38号 令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第38号 令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書29ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,984万9,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

38ページをお開き願います。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に、国庫支出金等精算返還金577万6,000円を追加。

2項繰出金に一般会計繰入金精算返還金525万9,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、36ページをご覧ください。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金に過年度分地域支援事業支援交付金76万1,000円を追加。

8款繰越金1項繰越金に前年度繰越金1,027万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

3 6 ページをお開きください。

5 款支払基金交付金。

(質疑なし)

●中村議長 8 款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

5 款諸支出金。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第39号

●中村議長 日程第9 議案第39号 令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第39号、令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2

号)についてご説明いたします。

補正予算書41ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,025万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億946万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

50ページをお開き願います。

1款医院費1項医院費に運営交付金2,025万2,000円を追加。

次に、歳入につきましては48ページをご覧ください。

2款繰入金1項他会計繰入金に豊頃医院運営費1,940万3,000円を追加。

3款繰越金1項繰越金に前年度繰越金84万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

48ページをお開きください。

2款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 3款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

1款医院費。

(質疑なし)

●中村議長 それでは本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第40号

●中村議長 日程第10 議案第40号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案第40号、令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の簡易水道事業会計補正予算書1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容につきましては、6ページ、7ページをご覧ください。7ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に浄水場修繕料530万円を追加するなど計983万円を追加。

2目配水及び給水費に管路等修繕料300万円を追加。

5目総係費に燃料費240万円を追加するなど計440万4,000円を追加。

次に、6ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益に一般会計補助金1,723万4,000円を追加。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、8ページ、9ページをお開きください。9ページの資本的支出からご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費において、1目建設改良費に長節浄水場原水濁度計更新工事770万円を追加するなど計880万円を追加。2目固定資産購入費に用地等買取費90万円を追加。

次に、8ページの資本的収入についてご説明いたします。

1款資本的収入4項他会計補助金に一般会計補助金970万円を追加。

次に、2ページをお開きください。

第4条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額を9,388万2,000円に改めます。

なお、今回の補正により、11ページから13ページ掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表記載の金額が変更となっておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和7年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

6ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページをお開きください。

1款簡易水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

9ページをお開きください。

1款資本的支出。説明第2号。

田中施設課長。

●田中施設課長 予算説明書3ページをご覧ください。

説明第2号、長節浄水場原水濁度計更新工事の施工についてご説明いたします。

長節浄水場の原水濁度計は、水源地からの原水濁度を常時計測し、水の汚れ具合によりポリ塩化アルミニウムという水中のごみや汚れを凝集する薬品の注入量を調整するため設置している監視装置であります。設置から23年が経過し、老朽化が進んでいることから更新工事を行うこととし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものです。

工事位置については、4ページの施工位置図をご参照ください。

1、工事概要は、工事名、長節浄水場原水濁度計更新工事。

工事予算額、770万円。

工事内容、原水濁度計更新工事一式、散乱式濁度計1基、更新事業であります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 固定資産購入費についてお伺いします。

用地等買収費とありますけれども、どこの用地でしょうか、答弁お願いします。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁申し上げます。

場所は、豊頃佐々田町のカルビーポテトと農協倉庫の間の道路予定線でございます。所有者は財務省。面積は、現在測量中ですが、7,000平米程度となる見込みです。

こちらは、水道本管がその部分に埋設されているものであります、こちらに関して町で所管していくために買収を行うものであります。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 町所管であって、改めて買収をしなければならないということですか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 現在の所有者は財務省でございます。

長狭物ちょうきょうぶつ ごうせん という合線のような道路予定線、道路予定のために国で所有していた土地でございまして、今は、財務省が所有管理している土地で、そちらに水道管が入っていることが分かりましたので、豊頃町で買収を行うものであります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に、2ページに戻っていただき、第4条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●中村議長 日程第11 議案第41号 豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書1ページをご覧ください。

議案第41号、豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案説明書1ページ、説明第1号をご覧ください。

本案は、人事院が令和6年に報告した「公務員人事管理に関する報告」等により、国家公務員の勤務条件の改正が行われることから、これに準じて豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正を行いたく、提案するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

第15条、介護休暇の改正につきましては、第18条の3第1項において用いる文言の定義を規定。

第18条、規則への委任の改正は、規則に委任する条例の条文を改正。

第18条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の改正では、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、当該制度等の利用の意向確認及び意向配慮並びに3歳未満の子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供及び意向確認等の規定を追加してございます。

また、第18条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の改正では、配偶者等が介護を必要とすることを申し出た職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供及び当該制度等の請求の意向確認並びに40歳に達した職員に対する当該制度等の情報提供の規定を追加。

第18条の4、勤務条件の整備に関する措置の改正では、仕事と介護の両立支援制度等に関する職場環境の整備の規定を追加。

なお、附則として、第1項に本条例の施行期日を令和7年10月1日からとし、ただし書としまして、第2項の経過措置の施行期日は公布の日からとします。

第2項につきましては、経過措置として、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができることとし、この場合において、その講じられた措置は、施行日以後、同項の規定により講じられたものとみなすことを定めるものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

●中村議長 日程第12 議案第42号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書5ページをご覧ください。

議案第42号、豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明い

いたします。

議案説明書3ページ、説明第2号をご覧ください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したく提案するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

第1条、目的の改正では、法の改正に伴う引用条項のずれ及び文言整理の改正。

第17条、部分休業をすることができない職員の改正では、部分休業をすることができない職員の基準及び文言整理の改正。

第18条、第1号部分休業の承認の改正では、法の改正に伴う引用条項のずれ及び文言整理の改正。

第18条の2、第2号部分休業の承認の改正につきましては、法に規定の範囲内で請求する部分休業の承認の内容の規定を追加。

第18条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の改正につきましては、部分休業の請求を申し出る単位期間の規定を追加。

第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の改正では、1年につき部分休業の請求ができる上限時間の規定を追加。

第18条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の改正につきましては、部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情の規定を追加。

第19条、部分休業をしている職員の給与の取扱いの改正では、部分休業の引用条文の規定を追加。

第20条、部分休業の承認の取消事由の改正では、部分休業の承認の取消事由を部分休業の申出内容を変更したときに改正。

第21条、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の改正では、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度に関する情報提供、当該休業の請求の意向確認及び当該職員への不利益な取扱いの禁止の規定を追加。

第22条、勤務環境の整備に関する措置の改正につきましては、育児休業制度の請求に関する職場環境の整備の規定を追加。

第23条、規則への委任の改正では、条例の施行に関し必要な事項を規則へ委任する規定を追加してございます。

なお、附則としまして、第1項に本条例の施行期日を令和7年10月1日からとし、第2項に経過措置として、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの

間において、部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とありますのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とすることを定めるものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第43号

●中村議長 日程第13 議案第43号 豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 議案書9ページ、議案第43号、豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案の提案理由につきましては、現在、国では医療機関等においてマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の運用を進めており、受診の際の本人確認や保険資格の確認がより確実かつ円滑に行えるようになっております。

本町の福祉医療費助成制度におきましても、デジタル庁が運営する「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム」に福祉医療費助成の受給者情報を連携することで、オンライン資格確認の対応が可能な保険医療機関等においては、従来の紙の受給者証を提示することなく、マイナンバーカードの提示のみで受診ができるようになることから、関係条文について改正するものであります。

本案の改正内容につきまして、別紙議案説明書、説明第3号によりご説明いたします。議案説明書5ページをご覧ください。

改正内容は、第7条に定める受療の手続について、同条にただし書を加え、議案説明書左側の現行から右側の改正後（案）のとおり改めるものでございます。

附則として、この条例は令和7年12月5日から施行するものです。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●中村議長 日程第14 議案第44号 豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案書11ページをお開き願います。

議案第44号、豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由についてご説明いたします。

本案の提案理由につきましては、先ほどご説明申し上げた乳幼児等医療費給付にも関連しているところでございますが、今般の豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度につきましても、デジタル庁が運営する情報連携システムに、これらの受給者情報を連携することで、オンライン資格確認の対応が可能な保険医療機関においては、従来の紙の受給者証を提示することなくマイナンバーカードの提示のみで受診ができるようになることから、関係条文について改正を行うものでございま

す。

本案の改正内容につきまして、別紙議案説明書、説明第4号によりご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

改正内容は、第7条に定める受給者証の提示につきまして、同条にただし書を加え、議案説明書左側の現行から右側の改正後（案）に記載のとおり改めるものでございます。

附則として、この条例は令和7年12月5日から施行するものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●中村議長 日程第15 議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書13ページをご覧ください。

議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

このたび、下水道施設改築更新工事（計装盤更新）の請負契約を締結することにつきまして、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、下水道施設改築更新工事（計装盤更新）。

- 2、契約の方法、指名競争入札であり、令和7年8月20日に執行しております。
- 3、契約の金額、6,798万円、内消費税等相当額618万円。
- 4、契約の相手方、札幌市北区北7条西5丁目8番5号、株式会社データベース、代表取締役清重正樹。

なお、工期につきましては、契約日から令和8年3月19日までとなっております。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●中村議長 日程第16 議案第46号 物品の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書15ページをご覧ください。

議案第46号、物品の取得についてご説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

- 1、取得する物品名及び数量につきましては、X線撮影装置一式。
- 2、取得の目的につきましては、X線撮影装置の更新。
- 3、契約の金額につきましては、737万9,383円、内消費税等相当額67万853円。

契約の方法につきましては、指名競争入札であり、令和7年8月20日に執行しております。

契約の相手方につきましては、帯広市大通南11丁目20-1、株式会社石田歯科商会 帯広店、山西静男。

なお、納入期限につきましては、令和7年12月26日までとなっております。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号から議案第49号

●中村議長 日程第17 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第18 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び日程第19 議案第49号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を一括議題とします。

議案第47号、議案第48号及び議案第49号の3件について、一括して提案理由の説明を求めます。

山田副町長。

●山田副町長 議案書17ページから21ページまでの議案第47号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第49号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について一括して説明申し上げます。

説明申し上げる3議案は、いずれも組合を構成する一部事務組合の脱退により、組合規約の一部改正が必要となったものであります。

議案説明書9ページ、説明第5号をご覧ください。

議案第47号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、本事務組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表第1檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削り、別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るもので、地方自治法の規定による関係市町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

次に、議案説明書11ページ、説明第6号をご覧ください。

議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、同じく本組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るもので、地方自治法の規定による関係市町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案説明書13ページ、説明第7号をご覧ください。

議案第49号、北海道町村議會議員公務災害保障等組合規約の変更についても、同じく本組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削り、地方自治法の規定による関係町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

議案第47号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号、北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第4号

●中村議長　日程第20　同意案第4号　豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長　議案書25ページをお開きください。

同意案第4号、豊頃町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる現委員、長濱竜一氏を再度任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町大津元町118番地。

氏名は、長濱竜一氏であります。

任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までとなっております。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、本案については討論を省略することに決定しました。

これから同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

●中村議長　日程第21　休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日9月10日を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日 9月 10 日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣言

●中村議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 0時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員